

保発0918第5号
令和元年9月18日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日付保発第64号）について、その一部を次の表のとおり改正し、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

(傍線部分が改正部分)

改正後

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	<u>1,520 円</u>
2. 初検時相談支援料	50 円
3. 往 療 料	1,860 円
4. 再 検 料	<u>410 円</u>

注1. ～6. (略)

骨 折	整 復 料	後 療 料
1. 鎖 骨	<u>5,400 円</u>	} <u>820 円</u>
2. 肋 骨	<u>5,400 円</u>	
3. 上 腕 骨	<u>11,700 円</u>	
4. 前 腕 骨	<u>11,700 円</u>	
5. 大 腿 骨	<u>11,700 円</u>	
6. 下 腿 骨	<u>11,700 円</u>	
7. 手根骨、足根骨	<u>5,400 円</u>	
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>5,400 円</u>	

注1. ・2. (略)

改正前

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	<u>1,460 円</u>
2. 初検時相談支援料	50 円
3. 往 療 料	1,860 円
4. 再 検 料	<u>400 円</u>

注1. ～6. (略)

骨 折	整 復 料	後 療 料
1. 鎖 骨	<u>5,200 円</u>	} <u>810 円</u>
2. 肋 骨	<u>5,200 円</u>	
3. 上 腕 骨	<u>11,500 円</u>	
4. 前 腕 骨	<u>11,500 円</u>	
5. 大 腿 骨	<u>11,500 円</u>	
6. 下 腿 骨	<u>11,500 円</u>	
7. 手根骨、足根骨	<u>5,200 円</u>	
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>5,200 円</u>	

注1. ・2. (略)

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>4,000 円</u>	} <u>690 円</u>
2. 骨 盤	<u>9,400 円</u>	
3. 上腕骨、前腕骨	<u>7,200 円</u>	
4. 大 腿 骨	<u>9,400 円</u>	
5. 下 腿 骨	<u>7,200 円</u>	
6. 膝 蓋 骨	<u>7,200 円</u>	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,800 円</u>	

注(略)

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>3,800 円</u>	} <u>680 円</u>
2. 骨 盤	<u>9,200 円</u>	
3. 上腕骨、前腕骨	<u>7,000 円</u>	
4. 大 腿 骨	<u>9,200 円</u>	
5. 下 腿 骨	<u>7,000 円</u>	
6. 膝 蓋 骨	<u>7,000 円</u>	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,600 円</u>	

注(略)

脱臼	整復料	後療料
1. 顎 関 節	<u>2,500 円</u>	} <u>690 円</u>
2. 肩 関 節	<u>8,100 円</u>	
3. 肘 関 節	<u>3,800 円</u>	
4. 股 関 節	<u>9,200 円</u>	
5. 膝 関 節	<u>3,800 円</u>	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>3,800 円</u>	

注(略)

打撲及び捻挫(略)

備考1. ~ 5. (略)

脱臼	整復料	後療料
1. 顎 関 節	<u>2,300 円</u>	} <u>680 円</u>
2. 肩 関 節	<u>7,900 円</u>	
3. 肘 関 節	<u>3,600 円</u>	
4. 股 関 節	<u>9,000 円</u>	
5. 膝 関 節	<u>3,600 円</u>	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>3,600 円</u>	

注(略)

打撲及び捻挫(略)

備考1. ~ 5. (略)

6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に 1,000 円を加算する。

なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2 回まで後療料に 1,000 円を加算できることとする。

7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。

(1) 負傷の日から 15 日間を除き、1 週間に 1 回程度、1 ヶ月（歴月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。

(2) 当該負傷の日が月の 15 日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の 16 日以降に後療が行われない場合には、当該月について 2 回を限度に算定できる。

(3) 部位、回数に関係なく 1 日 320 円とし、20 分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。

8. (略)

6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に 950 円を加算する。

なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2 回まで後療料に 950 円を加算できることとする。

7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。

(1) 負傷の日から 15 日間を除き、1 週間に 1 回程度、1 ヶ月（歴月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。

(2) 当該負傷の日が月の 15 日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の 16 日以降に後療が行われない場合には、当該月について 2 回を限度に算定できる。

(3) 部位、回数に関係なく 1 日 310 円とし、20 分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。

8. (略)